平成２６年（フ）第８７６５号
東京都板橋区成増２丁目10―３―805
債務者　上銘　辰夫
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７６６号
神奈川県川崎市多摩区菅３丁目８―21―205
債務者　山岡　瑠美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７６７号
東京都豊島区駒込１丁目11―２―706
債務者　竹内麻季代
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７６９号
東京都江戸川区下篠崎町２―１―310
債務者　川村　進一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７２号
東京都杉並区天沼３丁目36―13―303
債務者　河合　夕子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７３号
東京都大田区中央８丁目２―３
債務者　松下　惠子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０４号
静岡市駿河区中島1196番地の２、旧住所静岡市葵区弥勒２丁目５番２号　Ｄマーク301号
債務者　山崎佐知子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７４号
静岡市駿河区寿町９番26号　ホームズ高木302、前住所静岡市葵区昭和町１番地の２スカイタウンマンション４―Ｃ
債務者　山本　　泉
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５号
静岡県袋井市浅羽188番地の１　２Ｆ
債務者　山田　公太
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８６５１号
東京都板橋区赤塚３丁目13―12　第３ハイムムサシノ103
債務者　坂本　一雄
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６５２号
東京都板橋区仲宿26―７―104
債務者　佐々木栄一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５５号
東京都北区滝野川４丁目27―４
債務者　池田　智幸
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７４号
東京都板橋区舟渡１丁目13―10―2102
債務者　中川　洋行
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７５号
東京都板橋区舟渡１丁目13―10―2102
債務者　中川美知子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２６４９号
静岡県伊豆市修善寺3431番地
破産者　株式会社修善寺ホテル桂谷荘
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６５０号
静岡県伊豆市加殿163
破産者　杉山　照子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１０５号
東京都台東区柳橋１丁目６―１、開始決定時の住所東京都文京区向丘２丁目34―５―603
破産者　稲毛　大介
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部